

# 第2回推進法改正に関する検討会合 議事のポイント

## 基幹インフラ制度への医療分野の追加

### ○特定社会基盤事業者として想定する医療機関について

- ✓ 特定機能病院を念頭に指定することについて賛成。

### ○医療機関の指定方法について

- ✓ 段階的に指定する方向性でよいと思うが、具体的の指定については地方性も強いので、状況を丁寧に吸い上げる場を作り、どのような支援ができるかを含めて時間をかけて進めてほしい。
- ✓ 事業者の指定に当たっては、地域性も考慮して、例えば過疎地域でドクターヘリが何分以内に来られるかということも考慮してほしい。こうした要素は数値基準で決めることが難しく、委員会等で総合的に決めてもいいのではないか。
- ✓ 救急医療や災害対応は経済安全保障上極めて重要な要素であるが、これらには地域性が大きく影響する。医療過疎地域、北海道や沖縄など地理的条件によって脆弱な要素を持つ地域について、迅速な対応が求められる。
- ✓ 当事者やベンダーの負担等を考えると、行政の関わり方も含め、計画性と予見可能性を関係者に明確に示すことが重要。可能な限り時間軸を明確にするなど、配慮が不可欠。

### ○医療機関・支払基金の特定重要設備について

- ✓ 特定重要設備を選定に関して、患者の命は最も重要だが、社会的混乱についても視野を広げて考慮する必要。過去、大阪急性期総合医療センターでも電子カルテで混乱が生じたので、電子カルテシステムにも配慮してほしい。
- ✓ 医療DXについては各病院でベンダーも異なり、かつ、病院の人材等も不足。特定重要設備の指定に当たっては、ベンダーの意見もよく聞いていただきたい。

### ○医療機関の経営状況に関するもの

- ✓ 病院の経営基盤が脆弱であることを踏まえると、国からも様々な支援の検討を期待。
- ✓ 事務作業が多くなると思うので、特定機能病院でまずは対応していただくことが適切と思う。また、多くの病院が経営的にかなり苦しい状況にあるので、経済的に対応できるか、過度の負担にならないか、確認いただきたい。

## 基幹インフラ制度の運用改善

### ○総論

- ✓ 法改正・基本指針・省令等に係る基幹インフラ制度の運用改善の方向性について、賛成。
- ✓ 定期的に制度を見直し、不具合を改善していくことは重要であり、しっかり進めてほしい。
- ✓ 手続面の改善や解釈の明確化を行う方向であり、実際に運用に関わる立場からも、賛成。是非着実に進めてほしい。

### ○早期・適切な事前相談の徹底について

- ✓ 官民の意思疎通や信頼醸成を図る趣旨から、取組の方向性に賛成。
- ✓ 取組の趣旨には賛同するが、基本指針に記載する文章は、事前相談が必須であるとの誤解を招かないよう、より柔軟な表現でもよいのではないか。
- ✓ 場合によっては国から事業者へ能動的にヒアリングを行うなど、運用において工夫する余地があるのではないか。

### ○省令等の見直しについて

- ✓ 基本指針や省令等の改正も、官民の協力を具体的にやりやすくしていくものであり、賛成。
- ✓ 手続面の事務負担軽減や議決権保有割合の確認時期の緩和等は、経済界からも要望がある事項であり、是非この方向性で進めてほしい。

## ①総論

- ✓ データセキュリティの検討を進めることは賛成。民間保有データを守ることは安全保障上重要。
- ✓ 検討を進める際は、国際約束との整合性に留意すべき。
- ✓ 国が相手となることもあり、サイバーインテリジェンスを高めることが重要。サイバーセキュリティ全体の戦略も踏まえて検討すべき。
- ✓ サイバー空間における規律管轄権が及ぶか整理されていないため、法律に定めることにより規律管轄権が及ぶようにしてほしい。
- ✓ 事業者の関心が高いため、事業者の声を聴きながら慎重に進めてほしい。
- ✓ 事業者負担は慎重に考える必要があるが、安全保障は国の責任であり、民間保有データの保護の在り方について国が責任をもって対処すべき。国家として必要なことがあれば事業者に協力をお願いすることも必要。
- ✓ 何からデータを守るのか意識すべき。国家だけでなく、非国家主体からの情報窃取も意識することが必要。
- ✓ データセキュリティ制度の目的を明確にした上で議論すべき。
- ✓ 現場で対応可能な、我が国の環境にあった制度とすべき。

## ②安全保障上重要なデータの防護

### ○総論

- ✓ 経済安全保障と個人情報保護は趣旨・目的が異なるため、個人情報保護法とは異なる観点から考える必要がある。
- ✓ 安全保障上重要なデータに対して、どういったアプローチで対応しようとしているか分からぬ。規制対象が広くなりすぎるのでないか。個別法との関係を整理すべき。

### ○対象情報について

- ✓ 例示されている経済安全保障上重要なデータについて、広く同意が得られるのではないか。
- ✓ ゲノムデータや健康データを対象とすることは重要。他方、こうしたデータを活用する者が使いやすい形とすべき。
- ✓ ゲノムデータが我が国の外部に漏えいしている事例があることは由々しき問題。
- ✓ 対象データの観点がクラシックすぎるのではないか。データの概念が変わってきており、AIの観点からデータを見ることが重要。AIにとって重要なデータはこれまでのデータとは異なる。古いデータを対象としても仕方がない。AIの専門家にこれからのデータの在り方を聞くべき。
- ✓ 製造業におけるデータの蓄積と保護が重要。ノウハウとされてきた重要な事柄がデータ化され、再現されやすくなっている。

### ○事業者負担について

- ✓ 規律の検討においては費用対効果を分析すべき。大量のゲノムデータを保存し、利活用を進めている大学等の機関に対して、「重要なデータ防護」という別のミッションを与えることに留意が必要であり、財政的・制度的支援も検討するなど、現場のインセンティブ構造を理解した運用可能な仕組みとすべき。
- ✓ 事業者負担を考え、諸外国の制度も参考に情報の機微度に応じた閾値の設定を検討すべきではないか。

### ○基幹インフラ制度の運用改善について

- ✓ 基幹インフラはクラウドに移行しており、クラウド内データの保護と運用改善を検討することが重要。
- ✓ 基幹インフラ役務の安定的な提供に必要なデータについては、基幹インフラ制度において対応すればよい。
- ✓ 基幹インフラ事業者は特定重要設備の導入等に係る事前届出を行っており、今後はサイバー対処能力強化法への対応でも負担が増える可能性がある。経済安全保障施策全体として、事業者の負荷と規制の実効性のバランスを取りながら検討すべき。

## ③データセンター・クラウド規律

### ○規律内容について

- ✓ 事業活動を阻害しないよう、施策のターゲット（目的）を明確にした上で必要な規律を検討すべき。
- ✓ あらゆるデータが端末ではなくクラウド側で処理されるようになる。クラウドサービスの提供に必要となる設備のベンダー等のサプライチェーンリスク対策を求めることも検討すべき。
- ✓ クラウド事業者は既に多くの国際標準等に適合している実態を踏まえ、過剰な規制にならないようにすべき。
- ✓ 外資系クラウドサービスの実態を把握した上で規律を検討すべき。
- ✓ データセンター・クラウド規律の在り方は、今後上昇が見込まれる電力インフラのコストを踏まえた上で検討すべき。